



令和3年9月4日実施  
立正大学大学院法学研究科

令和4年度大学院法学研究科  
A日程入試・小論文試験問題  
【一般入試・社会人入試共通】

\*注意事項

- ①指定六法以外の参考文献等は、一切認めません。六法は試験終了後回収します。
- ②解答用紙に解答し、解答用紙と試験問題の両方を提出してください。
- ③本問題は「一般入試・社会人入試共通」です。
- ④問題は表紙・資料（記事）を合わせて3ページあります。落丁等がないかどうか、試験開始直後に確認してください。

**【問題】** 〈資料〉を読んで、次の各問に答えなさい。

問 1. 本文の内容を要約しなさい。(200 字程度)

問 2. 本文中の下線部(「衆院との役割分担」)について、あなたの見解を述べなさい。(200 字程度)

問 3. 問 1. および問 2. を踏まえて、参議院における選挙制度(定数配分なども含む)と「一票の格差」について、あなたの考え方を自由に論じなさい。(600 字程度)

〈資料〉

(社説) 参院一票の格差 今度こそ抜本見直しを  
(朝日新聞 2021年4月19日付朝刊)

「一票の格差」が放置され、有権者の意思が適切に反映されなければ、議会制民主主義への信頼は揺らぐ。参院は「良識の府」を自任するなら、投票価値の平等に向け、今度こそ本気で取り組まねばならない。

参院の各会派の代表からなる参院改革協議会の設置が決まった。コロナ禍を受けた国会のデジタル化も検討されそうだが、最大の焦点は長年の宿題である一票の格差の是正だ。

最大格差が3・00倍だった前回19年選挙について、最高裁は昨年11月、合憲との判断を下した。前々回16年選挙で導入された鳥取・島根、徳島・高知の合区が、反対論もある中で維持されたことを評価したが、朝日新聞の社説は政治の怠慢に助け舟を出す判決だと批判した。

司法のこのお墨付きにあぐらをかいて、是正への歩みを止めるなら、政治の責任放棄といわざるをえない。

もはや選挙区の定数調整のような、小手先の対応で済まされないことは明らかだ。

最高裁は格差5・00倍の10年選挙、4・77倍の13年選挙を、それぞれ「違憲」の一步手前の「違憲状態」と断じた際、都道府県単位の仕組み自体を見直すべきだと指摘した。国会も、合区を導入した改正公職選挙法の付則に、次の選挙に向けて「抜本的な見直し」を検討し、「必ず結論を得る」と明記した。

しかし、この「約束」は果たされなかった。自民党が強行した次の法改正は、埼玉選挙区の定数2増という安易な措置にとどまり、「抜本的な見直し」は付則から削除された。合区によって選挙区から立候補できなくなった現職議員を救済するため、比例区に各党が優先的に当選させられる「特定枠」を設けるといふ、党利党略丸出しの暴挙もあった。

参院の選挙制度をめぐっては、選挙区を廃止し、全国をいくつかのブロックに分けた比例代表制や大選挙区制とするなど、既にいくつかの案が示されている。抜本改革となれば、衆院との役割分担も踏まえた丁寧な合意形成が欠かせない。自民党は特に心すべきだ。

この際、一票の格差だけでなく、男女格差の是正にも踏み出してはどうか。3年前、候補者男女均等法が全会一致で成立したが、政党の努力義務にとどまり、女性候補の擁立は進んでいない。一定割合を女性に割り当てるクオータ制を、衆院に先駆けて導入できれば、参院の存在意義を高めるに違いない。

協議会は速やかに真摯(しんし)な議論を始めるべきだ。将来の定数訴訟に備えて、改革に取り組む姿勢をみせるだけの場であってはならない。



令和4年2月12日実施

立正大学大学院法学研究科

令和4年度大学院法学研究科

C日程入試・小論文試験問題

【一般入試・社会人入試共通】

\*注意事項

- ①指定六法以外の参考文献等は、一切認めません。六法は試験終了後回収します。
- ②解答用紙に解答し、解答用紙と試験問題の両方を提出してください。
- ③本問題は「一般入試・社会人入試共通」です。
- ④問題は表紙・資料（記事）を合わせて3ページあります。落丁等がないかどうか、試験開始直後に確認してください。

**【問題】** 資料(新聞記事)を読んで、以下の問いに答えなさい。

1. 本記事の内容を要約しなさい。(300字程度)
2. 本記事の内容を踏まえて、わが国の裁判員制度の現状、本記事  
中で触れられている「この法改正」および裁判員制度の今後の課題に  
ついて、あなたの考えを自由に論じなさい。(700字程度)

〈資料〉

(社説) 18歳裁判員 幅広い参加に向けて  
(朝日新聞 2021年12月11日付朝刊)

市民が司法に参加する意義を改めて確認し、社会に深く根を張った制度に発展させたい。重大な刑事事件の裁判に加わる裁判員の年齢の下限が、20歳から18歳に引き下げられた。

5年前から18歳も選挙権をもち、来年4月には民法の成年年齢も18歳になる。裁判官と共に有罪・無罪や刑の重さを判断する裁判員について、18・19歳を除外する理由は見当たらない。米、英、カナダなどでも18歳から陪審員の使命を果たしている。対象の拡大をここは前向きに受け止めるべきだ。

裁判員制度は、多様な人々の参加を通して司法の基盤を強化し、裁判をより良いものにしようと09年に始まった。三権の一つである司法権の行使に携わることは、その後、主体的・自律的に社会に関わっていく契機にもなる。早い段階から経験する道が開ける意義は大きい。

心配は、この法改正が当事者である若い世代を含め、ほとんど知られていないことだ。

選挙権年齢を18歳にした際、刑事司法分野、とりわけ少年法の適用年齢については慎重な検討が必要だとして連動は見送られた。今年5月、改正少年法と一緒に裁判員や検察審査員の年齢を引き下げる法律も成立したが、国会の審議は少年法に集中し、法律家やメディアから特に注目されることもなかった。

18・19歳の裁判員が実際に選任されるのは、名簿作成作業の関係から23年春以降になる見通しだ。政府、裁判所、教育関係者は内容や日程の周知に努め、新制度への円滑な移行を進めなければならない。

今回の見直しは裁判の現状をふり返る好機でもある。

裁判員の候補者が任務を辞退する割合は上昇傾向にあり、20年は66%にのぼった。無作為に選ばれた市民のさまざまな視点や感覚を裁判に反映させようという目的を損ないかねない事態で、改善が大きな課題だ。

裁判員が法廷で質問したり、評議の場で意見を率直に語ったりできる環境を作れているか。主張や立証方法はわかりやすいものになっているか。裁判官、検察官、弁護士は足元を点検してもらいたい。学業に専念するため、学生・生徒であることは裁判員を辞退する正当な理由になっているが、数日なら参加できる、参加したいと考える人もいるだろう。そんな意欲を生かす運用を常に心がけてほしい。

中学、高校の教職員らは、生徒が近い将来、裁判員になることを想定して指導にあたる必要がある。成年年齢の引き下げによって18歳から契約の当事者になることなどもふまえ、生活と法を具体的に結びつける教育の一層の充実が求められる。